

公金徴収実務研修

— 徴収事務を基礎から学び直す —

ねらい

税外債権の徴収率向上に向けた知識の習得。



講義



個人ワーク



グループワーク

地方税を除く公金徴収の現状を確認し、公営住宅の家賃や水道料金、貸付金などの地方自治体における債権内容、債権の確保と回収、法律関係、滞納公金と時効などについて学び、徴収率の向上に向けた知識の習得を図る。



講師

えばら いさお

江原 勲 氏

一般社団法人日本経営協会 参与/専任講師

自治体法務研究所所長
元東京都総務局法務部副参事
元市町村アカデミー客員教授

会 場

松江会場 **オンライン受講可**

定員50名

日時 8月20日(火) 9:15~16:30
8月21日(水) 9:30~16:15

場所 島根県市町村振興センター

プログラム

1
日
目

午前

- ・地方公共団体の債権
- ・債権の保全及び取り立て
- ・自治法の規定する債権確保

午後

- ・貸付金・売買代金等
- ・契約の解除と損害賠償
- ・滞納家賃・貸付金等への対策

2
日
目

午前

- ・時効と執行停止等
- ・公営住宅をめぐる諸問題

午後

- ・滞納家賃・貸付金・水道料等の徴収の方法
- ・民事執行

対 象

- 公金(税を除く国保料、公共水道料金、給食費、公営住宅家賃等)の徴収担当
- 若手~管理監督者(1年以上の実務経験があると理解しやすい)

こんな方におすすめ!

- 公金徴収の担当経験が1年以上ある
- 担当経験は1年未満だが、実務経験が少ないことで内容理解が難しいことを承知の上で受講したい
- 担当経験はある程度積んでいるが、改めて、基礎的なことから学びたい

受講者の声

*市営住宅の滞納整理の方法や事例を取り上げて解説されており、今後の参考になった。債権整理は、なかなかマニュアルどおりに行くことはないが、今回の研修は知識の向上に役立つと思うので、債券担当者は受講してみてもいいと思った。

*債権の処理についてわかりやすい説明だった。特に私債等の処理について、裁判所への提出様式も含めて詳しく説明していただいた。いただいたテキストを活用して、今後の業務にあたりたい。